

所得税の還付申告 大和税務署で受け付け中

大和税務署では、給与所得者や年金受給者で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受け取る方や、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に還付申告を受け付けています。

※確定申告期間中(2月16日)〜3月15日(日)は大変混雑しますので、お早め

◆医療費控除

本人または家族の病気の治療や、出産などで支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされる額を差し引いた金額が10万円(所得が20万円

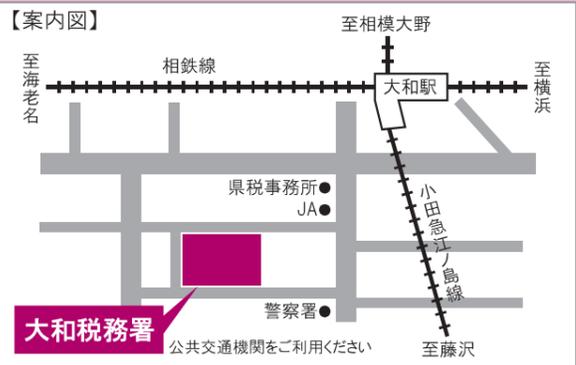
円未満の場合は所得の5%を超えたときは、その超えた額が医療費控除額となります(限度額20万円)。これを諸控除(扶養控除など)に加算して、所得税額を算出し、年末調整などにより算出された所得税額との差額がある場合は、還付されます。

◆住宅借入金等特別控除
住宅ローンなどを利用した住宅の購入や増改築など

所得税・消費税・贈与税の 申告書提出は大和税務署へ

申告に関するお知らせ

大和税務署 (☎262・9411)



▽申告期間(所得税) 2月16日(日)〜3月15日(日) 【消費税(個人事業者)】 3月31日(日)まで 【贈与税】 2月1日(日)〜3月15日(日) 申告書作成は、税務署で配布。 ※所得税関係の用紙は、2月初旬から市民税課窓口でも配布。なお、国税庁ホームページからダウンロードもできます。

2/9水・10木 確定申告書の作成指導 市役所で実施

大和税務署では、2月9日(水)・10日(木)の2日間、市役所において年金受給者または給与所得者で還付申告をする方を対象に、確定申告書の期日前作成指導を実施します。

◎市役所では2月16日(日)〜3月15日(日)(土曜除く)。所得税の確定申告書作成の指導・相談を行います。開設日時などの詳しい内容は、本紙2月1日号でお知らせします。

税理士会大和支部では、小規模納税者(前年度の所得金額が30万円以下の方)および年金・給与所得者の方を対象に、所得税(土地・建物および株式などの譲渡所得を除く)の申告相談を受け付けます。

税理士の無料申告相談

12時(受付11時30分まで)、13時〜15時30分(受付15時まで)

▽会場 市役所附属棟 D・E会議室

※直接会場へ。混雑時は、受付終了時間が早まる場合があります。

市・県民税 住宅ローンの 控除適用について



平成21年から25年までの間に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除) ※特定増改築などを除く)の適用を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、市・県民税の所得割から控除できます。

退職所得金額・課税山林所得金額の合計額の5%(上限9万7500円)を比べ、いずれか小さい額を控除。 ※11年から18年までの間に入居した方を対象とした、従来の市・県民税住宅ローン控除についても、同様に算出した額が控除できます。ただし、19年から20年までの間に入居した方は、本控除の対象外です。

▽申告方法 初めて住宅ローン控除の適用を受ける方は、税務署で所得税の同控除の確定申告を行ってください。なお、11年から18年までの期間および、21年中に入居した方のうち、給与所得のみで住宅ローン控除を含む年末調整が済み、勤務先から市へ給与支払報告書の提出がある方は、市への申告は必要ありません。

●住宅ローン控除が受けられる方の源泉徴収票(例) 平成22年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	(受給者番号)	氏名	(フリガナ)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
源泉徴収税額			
住宅借入金等特別控除額			
住宅借入金等特別控除可能額	215,000		
居住開始年月日	平成18年12月12日		

チェックポイント

- 源泉徴収税額(所得税の金額)が0円
- 住宅借入金等特別控除の額(所得税の住宅ローン控除)に記載がある
- 住宅借入金等特別控除可能額が②より大きい額である
- 居住開始年月日の記載がある(平成11年~18年または21年~25年)